

# 健康づくりをしながら税金対策

治療に必要な運動の費用をサポートしてくれる制度があります。

かかりつけの病院から運動療法処方箋を発行された方が  
スポーツクラブを利用する場合、その料金が  
医療費としてみなされ、還付を受けることができます。

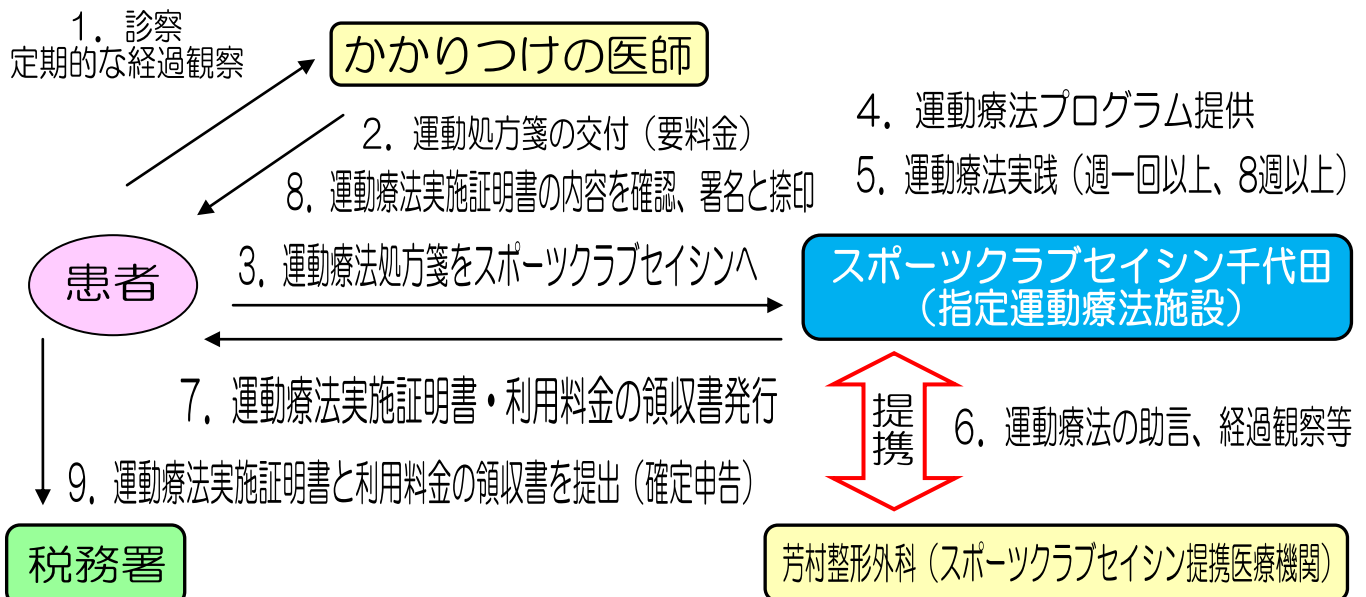


※本制度は厚生労働省より「**指定運動療法施設**」の  
認定を受けているスポーツクラブをご利用になる場合のみ適用されます。

当クラブは厚生労働省認定「**指定運動療法施設**」です。

市内の指定運動療法施設は「**スポーツクラブセイシン千代田**」のみです。

## 還付を受けるまでの流れ



【お問い合わせ先】  
スポーツクラブセイシン千代田  
〒420-0810 静岡市葵区上土2丁目20番25号  
TEL：054-264-6330  
FAX：054-263-1145